指導教員等の指名についての原則

岩手大学大学院連合農学研究科の指導教員等の指名については、次のことを原則とする。

第1 指導教員の指名の原則

- 1 指導教員は、代議員会において選考し、研究科教授会の承認を得る。
- 2 主指導教員は、学生の志望を考慮して決める。
- 3 副指導教員のうち1人(第一副指導教員)は、主指導教員の所属する構成大学の有資格教員をもって充てる。他の1人(第二副指導教員)は、主指導教員の所属する大学以外の構成大学の有資格教員をもって充てる。

なお、連携大学院の客員教員が主指導教員になる場合は、岩手大学以外の構成大学の有資格 教員をもって、副指導教員 2 人を充てることができる。

また、岩手大学以外の構成大学の有資格教員が主指導教員になる場合でも、第一副指導教員 として連携大学院の客員教員を充てることができる。この場合、第二副指導教員として連携大 学院の客員教員を充てることができない。

4 副指導教員は、主指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、他の専攻の教員を充てることができる。

第2 指導教員を補助する教員の指名の原則

- 1 補助教員になれる者は、副指導教員資格を持たない助教とする。
- 2 補助教員は、学生1人について1人とする。
- 3 主指導教員が所属する修士講座に助教がいる場合は、その者を指名することができる。
- 4 前項に規定する助教がいない場合及び主指導教員が複数の学生を指導する場合は、主指導 教員の所属する構成大学の助教の中から学生の志望に関連して主指導教員が指導上特に適 任と認めた者をその者の所属する修士講座の了承を得て指名することができる。
- 5 研究科長補佐は、岩手大学農学部の助教を指名することができる。
- 6 主指導教員の所属する構成大学に第2項及び第3項に規定する助教がいない場合は、空席 とする。

第3 デュアルディグリープログラム学生の指導教員の指名の原則

- 1 指導教員は、上記の指導教員の他、協定書に基づき、協定校に所属する大学の岩手大学大学院連合農学研究科有資格予定教員をもって充てる。
- 雑則 この原則に定めるもののほか、他指導教員等の指名に関し必要な事項は、代議員会の議 を経て研究科長が定める。

平成16年4月1日適用平成19年4月1日適用

附則

この原則は、平成23年1月7日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附則

この原則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この原則は、平成26年10月1日から施行する。